

# 環境課だより

お知らせ  
毎年10月1日は  
「浄化槽の日」です

「浄化槽の日」は、浄化槽の設置や管理方法等について定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に全面施行されたことを記念して制定されました。

合併処理浄化槽は、トイレの水洗化で快適な生活が楽しめるだけでなく、きれいな水を川などの自然に帰し、美しく豊かな自然を守ります。

平成13年4月からは、単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、地球にやさしい合併処理浄化槽の設置が進んでいます。

浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がなされないと、本来の機能を十分に発揮することができません。

合併処理浄化槽の普及促進を図り、保守点検・清掃・法定検査をきちんと行つて、高知県の美しい自然をみんなで守っていきましょう。

☆保守点検は定期的に行うこ

とが義務付けられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託することを勧めます。

☆清掃は年1回以上の実施が義務付けられています。町長の許可を受けた業者に頼みましょう。

☆法定検査は、浄化槽の機能が十分発揮されているか確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。

指定検査機関  
高知県環境検査センター  
☎ 860-2400  
問い合わせ  
環境課  
☎ 893-1160

お知らせ  
地球温暖化対策についてのお知らせ

地球温暖化が問題となつている今、地球に住んでいる私たち一人ひとりが関心を持ち、取り組んでいくことが求められています。

そういった中、いの町枝川北浦2区町内会では、子どもエコクラブの活動を通じ、地球温暖化対策に取り組んでいます。

主な取り組みとしては、家庭から出た生ごみを処理容器に入れ、発酵分解処理した後、子どもエコクラブが使用している畑の肥料に活用しています。

また、庭木の葉・草などを地区内に設置した「環境ボックス」と呼んでいる、間伐材を利用して作った箱の中に投入し、自然発酵させた後、堆肥として畑の土づくりに利用しています。

こういった取り組みは、焼却ごみを減らし、ひいてはCO<sub>2</sub>削減につながるなど、地球温暖化対策として有効な取り組みであり、地域の優れた取組事例であることからお知らせします。

右のような取組以外でも、身の回りのちよつとしたこと、例えば、不要な照明はこまめに消したり、自家用車を使って買い物するとき、近くの場合、徒歩や自転車を利用するなど、地球温暖化対策への取り組みは、私たちの身近なところでできることがあります。みんなで「地球にやさしい」環境づくりを考えてみましょう。

調査  
第3回高知都市圏  
パーストリップ調  
査にご協力ください

県では、「第3回高知都市圏パーストリップ調査」を行つていきます。

この調査は、県民の皆様、1日の移動目的や交通手段などを教えていただくことによつて、今後の道路整備のあり方や、鉄道・電車・バス路線などをより便利なものとするための総合都市交通計画の検討に活用したり、南海地震に備えた防災対策や、中心市街地の活性化など安全で快適な住みやすいまちづくりに役立てることを目的として実施するものです。

調査の対象は、高知市、南国市、香美市、香南市、土佐市、いの町、春野町、佐川町、日高村の5市3町1村にお住まいの約50万人のうち、約3割程度の世帯を無作為に選ばせていただきます、11月に調査票の入った封筒をお送りします。

調査の対象となられた世帯の方は、調査内容にご記入の後、同封の返信用封筒で返送をお願いします。

なお、調査票は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害することのないよう、得られたデータは、この調査の目的以外には使用しませんので、調査へのご協力を、よろしくお願ひします。

問い合わせ  
高知都市計画課  
☎ 823-9846

お知らせ  
10月は「里親」月間です  
あなたを必要としている  
子どもたちがいます

親の病気や様々な事情によつて、家族と生活できない子どもたちがいます。

そのような子どもと温かい家庭的な雰囲気の中で共に暮らし、健やかな成長を見守りながら、自立を支援する里親を募集しています。

里親に関心のある方は、福祉課又は中央西福祉保健所、中央児童相談所にお問い合わせください。

問い合わせ  
高知県中央西福祉保健所  
☎ 0889-22-1247  
高知県中央児童相談所  
☎ 866-6791